四の五　「シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信」とは、通信方式に直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式を使用する周波数分割複信方式（半複信方式のものを含む。）又は時分割複信方式を用いる携帯無線通信をいう。

［四の六～十四　略］

（空中線電力の許容偏差）

第十四条　空中線電力の許容偏差は、次の表の上欄に掲げる送信設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

送信設備		許容偏差	
		上限（パーセント）	下限（パーセント）
［一～十三　略］			
十四　シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信設備	［略］		
	第四十九条の六の九において無線設備の条件が定められている陸上移動局の送信設備	占有周波数帯幅の許容値が二〇〇kHzの場合	八七	四七
		占有周波数帯幅の許容値が一・四MHzの場合	八七	五三
		その他の場合	八七	七九
	［略］			
［十五　略］				
十六　時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の送信設備	第四十九条の二十九において無線設備の条件が定められている陸上移動局（中継を行うものを除く。）であつて占有周波数帯幅の許容値が二・五MHz、五MHz、一〇MHz又は二〇MHzの送信設備	［略］	［略］
	［略］		
［十七・十八　略］			

四の五　「シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信」とは、通信方式に直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式を使用する周波数分割複信方式又は時分割複信方式を用いる携帯無線通信をいう。

［四の六～十四　同上］

（空中線電力の許容偏差）

第十四条　［同上］

送信設備		許容偏差	
		上限（パーセント）	下限（パーセント）
［一～十三　同上］			
十四　［同上］	［同上］		
	第四十九条の六の九において無線設備の条件が定められている陸上移動局の送信設備	八七	七九
	［同上］		
［十五　同上］			
十六　［同上］	第四十九条の二十九において無線設備の条件が定められている陸上移動局（中継を行うものを除く。）の送信設備	［同上］	［同上］
	［同上］		
［十七・十八　同上］			